

第 3 7 号議案

八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例設定について

八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 3 年 2 月 2 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6
年八王子市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(障害福祉サービス事業者の一般原則) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。 4～6 (略)	(障害福祉サービス事業者の一般原則) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 責任者の設置その他の 必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。 4～6 (略)
(サービス管理責任者の責務等) 第 1 1 条 (略) 2～4 (略) 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に 係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する 療養介	(サービス管理責任者の責務等) 第 1 1 条 (略) 2～4 (略) 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に 当たっては、利用者に対する療養介護の提供に係る当該サービス管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、 療養介護計画の原案の内容について意見を求めるとともに、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用

護計画の原案の内容について意見を求めるとともに、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

6～9 (略)

(勤務体制の確保等)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第24条 (略)

2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、**次の各号に掲げる措置を講じなければならない。**

(1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所における感染症及

者の同意を得なければならない。

6～9 (略)

(勤務体制の確保等)

第13条 (略)

2・3 (略)

(衛生管理等)

第24条 (略)

2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、**必要な措置を講ずるとともに、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止に係る研修を実施するよう努めなければならない。**

び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該療養介護事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(身体的拘束等の禁止)

第25条 (略)

2・3 (略)

4 療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待の防止)

第29条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(非常災害対策)

第30条 (略)

2 (略)

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第43条の2 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第25条 (略)

2・3 (略)

(非常災害対策)

第30条 (略)

2 (略)

(職場への定着のための支援の実施)

第43条の2 (略)

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第47号）第175条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第175条の3に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

（衛生管理等）

第47条（略）

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

（職場への定着のための支援等の実施）

第66条（略）

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第73条の3 就労継続支援A型事業者は、

（衛生管理等）

第47条（略）

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるとともに、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止に係る研修を実施するよう努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第66条（略）

就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)
第80条 (略)

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)
第80条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第13条の2（新条例第49条、第54条、第59条、第68条、第82条及び第85条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第13条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条第2項及び第47条第2項（新条例第54条、第59条、第68条、第82条及び第85条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体的拘束等の禁止に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、新条例第25条第4項（新条例第49条、第54条、第59条、第68条、第82条及び第85条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第25条第4項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（虐待の防止に係る経過措置）

5 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、新条例第29条の2（第2号に係る部分を除く。）（新条例第49条、第54条、第59条、第68条、第82条及び第85条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第29条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。